

夢展望株式会社
第 12 回新株予約権（行使価額修正条項付）発行要項

1. 本新株予約権の名称

夢展望株式会社第 12 回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期間

2026 年 9 月 28 日

3. 割当日

2026 年 9 月 28 日

4. 払込期日

2026 年 9 月 28 日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、本新株予約権を以下のとおり割り当てる。

割当先	割当個数
Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund	16,058 個
MAP246 Segregated Portfolio, a segregated portfolio of LMA SPC	1,736 個
BEMAP Master Fund Ltd.	3,906 個

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 2,170,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、

第 11 項第(2) 号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

21,700 個

8. 各本新株予約権の払込金額

金 12 円（本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 0.12 円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初 138.7 円とする。但し、行使価額は第 10 項又は第 11 項に従い、修正又は調整される。

10. 行使価額の修正

本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日（以下「修正日」という。）の属する週の前週の最終取引日（以下「修正基準日」という。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 95%に相当する金額の小数第 1 位未満の端数を切り上げた金額（以下「修正基準日価額」という。）が、当該修正基準日の直前に有効な行使価額を 0.1 円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正基準日価額に修正される。但し、修正後行使価額が下限行使価額を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。

下限行使価額は、2026 年 9 月 10 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 50%に相当する 73 円（1 円未満の端数は切り上げる。）とする。但し、下限行使価額は、第 11 項の規定を準用して調整される。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2) 号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{ 株当たりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ①時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）。調整後行使価額は、払込期日以降、又は株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ②株式の分割により普通株式を発行する場合。調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ③時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得され、若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を発行する場合。調整後行使価額は、当該証券若しくは権利の払込期日又は新株予約権の割当日の翌日以降、基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。
- ④取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合。調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤上記①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。
- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が 0.1 円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。
- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値（終値のない日数を除く。）とする。
- 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済株式の総数から、当該日において当社の保有する当社株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の場合以外にも、株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式移転、株式交換、合併若しくは株式交付その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等により行使価額の調整を必要とするときは、当社は、本新株予約権者と協議の上、必要な行使価額の調整を行う。
- (6) 調整後行使価額を初めて適用する日が第 10 項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに通知できない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2026 年 9 月 29 日（当日を含む。）から 2027 年 3 月 31 日までとする。なお、行使期間最終日が取引日でない場合は、その前取引日を最終日とする。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。

- ①振替機関が本新株予約権の行使の停止が必要であると認めた日
- ②合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合であって、当社が、行使請求を停止する期間（当該期間は 1 か月を超えないものとする。）その他必要事項を当該期間の開始日の 1 か月前までに本新株予約権者に通知した場合における当該期間

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

当社は、2027 年 3 月 31 日に、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って通知をしたうえで、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、行使期間中に第 19 項記載の行使請求の受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 20 項記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求の受付場所に対して、行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ、行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的なオプション評価方法であるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、株価変動性、予定配当率、無リスク金利、当社株式の流動性並びに当社及び割当予定先の権利行使行動等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 12 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項記載のとおりとし、行使価額は当初、2026 年 9 月 10 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 146 円の 95%に相当する金額の小数第 1 位未満の端数を切り上げた 138.7 円とした。

19. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (4) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。